

高梁市分別収集計画

平成28年6月

高梁市

目 次

1	計画策定の意義	2
2	基本的方向	2
3	計画期間	2
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項(法第8条第2項第2号)	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)	3
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	4
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)	5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)	5
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項(法第8条第2項第7号)	6
資料編		
1	ごみ排出量見込み	7
2	容器包装廃棄物の種類別排出見込み	8
3	分別基準適合物の種類別回収見込み	9

1 計画策定の意義

資源循環型の社会・経済システムを構築していくためには、経済活動において、生産—流通—消費—廃棄という各段階の主体の責任と役割を明確化し、住民・事業者・行政の三者が一体となって取り組んでいかなければならない。

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下、「法」という。）第8条に基づいて、一般廃棄物の中で大きな割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の削減を図る目的で、住民・事業者・行政それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の減量化を推進し、最終処分場をはじめとする廃棄物処理施設の延命化を図るとともに、資源循環型社会の形成を図るものである。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての本市における基本的方向を以下に示す。

- ・ごみの排出抑制及びリサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・住民、事業者及び行政が一体となった容器包装廃棄物の削減
- ・収集、運搬及び選別処理の経済的かつ効果的な処理体制の構築

3 計画期間

本計画の計画期間は平成29年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色・茶色・その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
容器包装廃棄物	886 t	864 t	842 t	821 t	801 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制のため、以下の方策を実施する。

なお、実施にあたっては、住民・事業者・再生事業者・行政がそれぞれの立場

- から役割を分担し、相互に協力・連携しながら進める。
- ・ごみ減量化の推進やリサイクルの推進を促進するために各種の方策を実施する。
 - ・過剰包装の抑制や買物袋持参運動の推進を図るとともに、紙パック・トレイ・空缶・空びん等の店頭回収を促進する。
 - ・自治会及び各種団体等による集団資源回収を促進するために、助成金等の支給並びに集団資源回収に対する情報提供などの支援を行う。
 - ・住民へのごみの減量化やリサイクルに対する啓発活動を積極的に推進するとともに、学校等での環境教育にも取り組んでいく。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

容器包装廃棄物の種類	排出に係る分別の区分	収集に係る分別の区分
スチール製容器	缶 類	缶 類
アルミ製容器		
無色のガラス製容器	びん類	びん類
茶色のガラス製容器		
その他のガラス製容器		
飲料用紙製容器	紙パック	紙 類
段ボール	段ボール	
ペットボトル	ペットボトル	ペットボトル
その他プラ製容器包装	白色の発砲スチロール製食品トレイ(以下「白色トレイ」と表記)	プラスチック類
	その他プラ製容器包装	

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)

	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
主としてスチール製の容器	46 t	45 t	44 t	43 t	42 t
主としてアルミ製の容器	45 t	44 t	42 t	41 t	40 t
無色のガラ	(合計) 130 t	(合計) 126 t	(合計) 123 t	(合計) 120 t	(合計) 117 t

ス製容器	(引渡)		(引渡)		(引渡)		(引渡)		(引渡)	
	0 t	130 t	0 t	126 t	0 t	123 t	0 t	120 t	0 t	117 t
茶色のガラス製容器	(合計) 136 t		(合計) 133 t		(合計) 130 t		(合計) 126 t		(合計) 123 t	
	0 t	136 t	0 t	133 t	0 t	130 t	0 t	126 t	0 t	123 t
その他のガラス製容器	(合計) 55 t		(合計) 54 t		(合計) 52 t		(合計) 51 t		(合計) 50 t	
	55 t	0 t	54 t	0 t	52 t	0 t	51 t	0 t	50 t	0 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	2 t		2 t		2 t		2 t		2 t	
主として段ボール製の容器	104 t		101 t		99 t		96 t		94 t	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 77 t		(合計) 75 t		(合計) 73 t		(合計) 71 t		(合計) 70 t	
	77 t	0 t	75 t	0 t	73 t	0 t	71 t	0 t	70 t	0 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 117 t		(合計) 114 t		(合計) 111 t		(合計) 108 t		(合計) 106 t	
	117 t	0 t	114 t	0 t	111 t	0 t	108 t	0 t	106 t	0 t
(うち白色トレイ)	(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t	
	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

= 各容器包装の資源ごみへの排出量 (平成27年度実績) × 人口変動率

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
31,605 人 (対前年度比) 98.6 %	31,163 人 (対前年度比) 98.6 %	30,726 人 (対前年度比) 98.6 %	30,296 人 (対前年度比) 98.6 %	29,872 人 (対前年度比) 98.6 %

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集運搬段階 (市で実施)	選別保管段階 (高梁地域事務組合で実施)
スチール製容器	缶類	市及び委託業者による定期回収	組合施設で委託実施
アルミ製容器			
無色のガラス製容器	びん類	市及び委託業者による定期回収	組合施設で委託実施
茶色のガラス製容器			
その他のガラス製容器			
飲料用紙製容器	紙類	市及び委託業者による定期回収	組合施設で委託実施
段ボール			
ペットボトル	ペットボトル	市及び委託業者による定期回収	組合施設で委託実施
その他プラ製容器包装	プラスチック類	市及び委託業者による定期回収	組合施設で委託実施
白色トレイ			

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶類	専用容器	ダンプ車	リサイクルプラザ (選別・圧縮・保管施設)
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	びん類	コンテナ	ダンプ車	
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙類	縛る	ダンプ車及びパッカー車	
段ボール		縛る		
ペットボトル	プラスチック類	専用容器	2t平ボディ車	
その他プラ製容器包装		専用容器		
白色トレイ				

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

(1) 住民・事業者・行政による総合的な推進

住民や事業者の意見・要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくために、高梁地域事務組合を構成する各市町の住民や事業者、行政が協力して、分別収集の総合的な推進を図る。

(2) 集団資源回収の推進

自治会及び各種団体等による集団資源回収を促進するために、助成金等の交付並びに集団資源回収に対する情報提供などの支援を行う。

(3) リサイクルプラザの活用

住民へのリサイクル意識の啓発及びリサイクル活動の拠点としてのリサイクルプラザにおいて、リサイクルに関する情報の提供及び啓発施策を実施する。

資料編 算定根拠

1 ごみ排出量見込み

高梁市において集団回収等への助成等が行われているが、これらの資源化・減量化策の効果を検討するに際し、実績が不十分であるため、可燃ごみの資源化・減量化量の目標として、平成30年までに排出量の1%の資源・減量化を行うものとした。

また、不燃・粗大系ごみの資源化・減量化量を検討するにあたり、不燃ごみと粗大ごみの排出割合を明確にする必要があるが、本市では現状不燃ごみと粗大ごみの区分に係る資料がないため、下表に示す他都市実績値における排出割合を用いることとした。

以上より、可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみ排出量の算定を行った。

表 不燃ごみ・粗大ごみの排出割合

品 目		割合(%)
不燃系	可燃物	2.78
	焼却困難物	6.36
	不燃物	16.43
	缶類	18.91
	びん類	40.85
	その他	0.66
	小 計	85.99
粗大系	電気・ガス・石油器具類	6.84
	自転車類	1.42
	鉄製品	2.28
	その他	1.49
	可燃性粗大ごみ	0.26
	その他	1.72
小 計	14.01	
合 計	100.00	

注) 他都市実績値より

(1) ごみ排出量見込み

ごみ排出量見込みの算定結果を以下に示す。

ごみ排出量見込み

項目	年度	単位	平成29	平成30	平成31	平成32	平成33
計画収集人口		人	30,657	30,228	29,805	29,387	28,976
可燃ごみ量		t/年	9,600	9,503	9,406	9,309	9,212
不燃ごみ量		t/年	401	388	375	363	351
粗大ごみ量		t/年	65	63	61	59	57
資源ごみ量		t/年	886	864	842	821	801
可燃(減量化後)+不燃+資源		t/年	10,877	10,755	10,623	10,493	10,364

2 容器包装廃棄物の種類別排出量見込み

容器包装廃棄物の種類別排出量見込みについては、前述のごみ排出量見込みに種類別排出割合を乗じることにより、算定を行った。

(1) 種類別排出割合

種類別排出量見込みの算定においては、平成27年度排出量実績及び他都市実績値から算出される排出割合を用いるものとした

表 種類別排出割合

項目	割合(%)	
缶類	スチール製容器	5.76
	アルミ製容器	5.6
小計		11.35
びん類	無色のガラス製容器	16.25
	茶色のガラス製容器	17.07
	その他のガラス製容器	6.92
小計		40.24
紙類	飲料用紙製容器	3.9
	段ボール	19.5
小計		19.89
プラ類	ペットボトル	9.67
	その他プラ製容器包装	18.85
	(うち白色トレイ)	7.1
小計		28.52
合計		100.000

(2) 種類別排出量

容器包装廃棄物の種類別排出量の算出結果を以下に示す。

表 種類別排出量

(単位：t)

容器包装廃棄物の種類		年度				
		平成27	平成28	平成29	平成30	平成31
缶類	スチール製容器	54	52	51	50	49
	アルミ製容器	52	51	50	48	47
	小計	106	103	101	98	96
びん類	無色のガラス製容器	151	148	144	140	137
	茶色のガラス製容器	159	155	151	148	144
	その他のガラス製容器	65	63	61	60	58
	小計	375	366	356	348	339
紙類	飲料用紙製容器	3	3	3	3	3
	段ボール	182	177	173	168	164
	小計	185	180	176	171	167
プラ類	ペットボトル	90	88	86	84	81
	その他プラ製容器包装	176	171	167	163	159
	(うち白色トレイ)	7	6	6	6	6
	小計	266	259	253	247	240
合計		932	908	886	864	842

3 分別基準適合物の種類別回収量見込み

容器包装廃棄物分別基準適合物の種類別回収量見込みは、種類別排出量に各回収率を乗じて算定した。

(1) 回収率

缶類・びん類・紙類・ペットボトルの回収率については、平成27年度における排出量及び回収量実績値を基に設定した。

回収率

容器包装廃棄物の種類	平成27年度 排出量実績 (t)	平成27年度 回収量実績 (t)	回収率 (%)
缶類	70	63	90
びん類	273	246	90
紙類	213	128	60
ペットボトル	66	59	90
その他プラ製容器包装	167	117	70

(2) 種類別回収量見込み

容器包装廃棄物分別基準適合物の種類別回収量見込みの算出結果を以下に示す。

表 種類別回収量見込み

(単位：t)

容器包装廃棄物の種類		年度				
		平成27	平成28	平成29	平成30	平成31
缶 類	スチール製容器	48	47	46	45	44
	アルミ製容器	47	46	45	43	42
	小 計	95	93	91	88	86
び ん 類	無色のガラス製容器	137	133	130	126	123
	茶色のガラス製容器	143	140	136	133	129
	その他のガラス製容器	58	56	55	54	53
	小 計	338	329	321	313	305
紙 類	飲料用紙製容器	2	2	2	2	2
	段ボール	109	106	103	101	99
	小 計	111	108	105	103	101
プ ラ 類	ペットボトル	81	79	77	75	73
	その他プラ製容器包装	123	120	117	114	111
	(うち白色トレイ)	0	0	0	0	0
	小 計	204	199	194	189	184
合 計		748	729	711	893	676

事 務 連 絡
平成28年5月30日

岡山県備中県民局長 殿

高梁市長 近 藤 隆 則
(公印省略)

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律
に基づく市町村分別収集計画の策定について

このことについて、別冊のとおり提出します。

記

1. 計画書 3部
2. 参考資料 2部